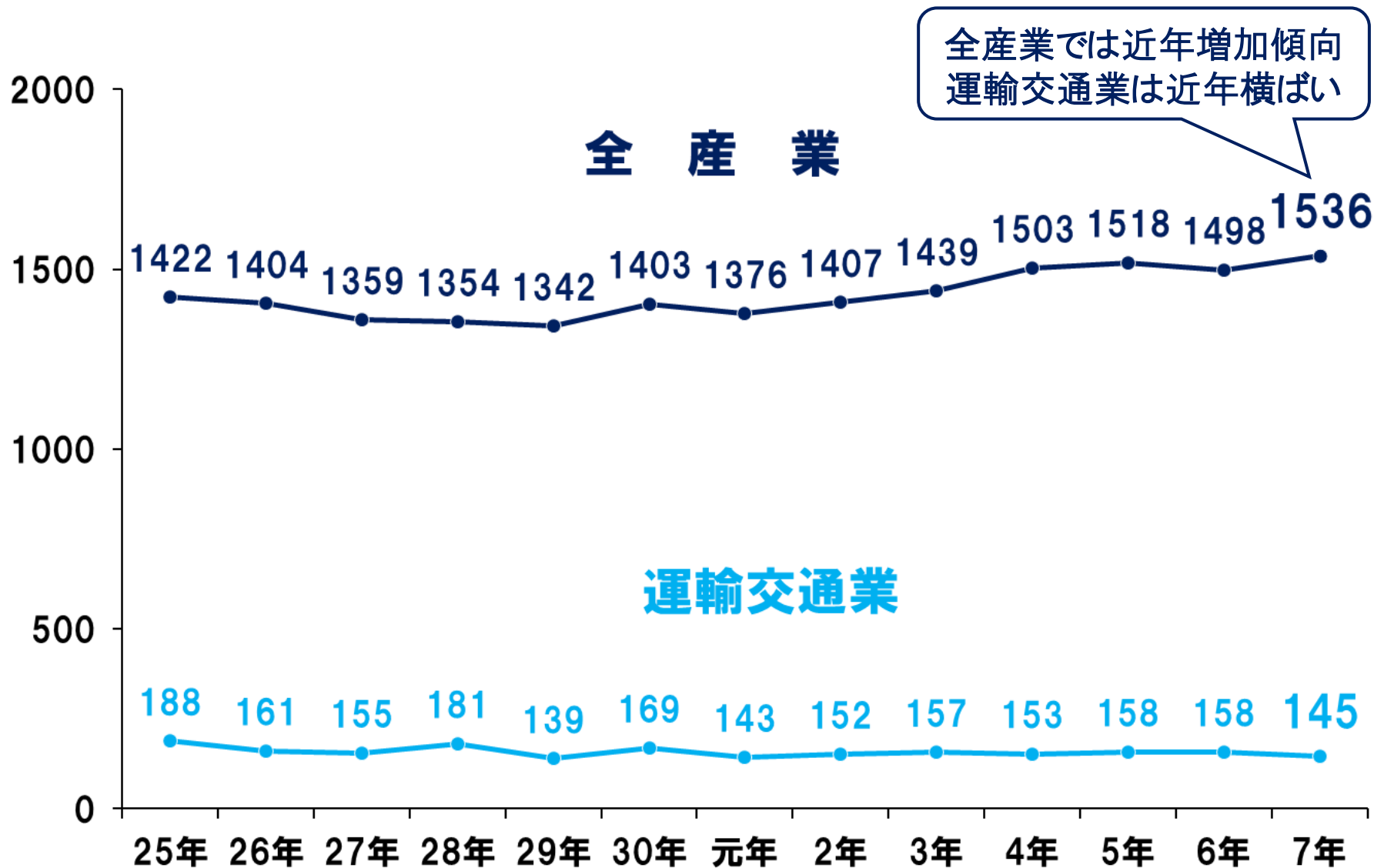


道路貨物運送業 における 労働災害防止対策

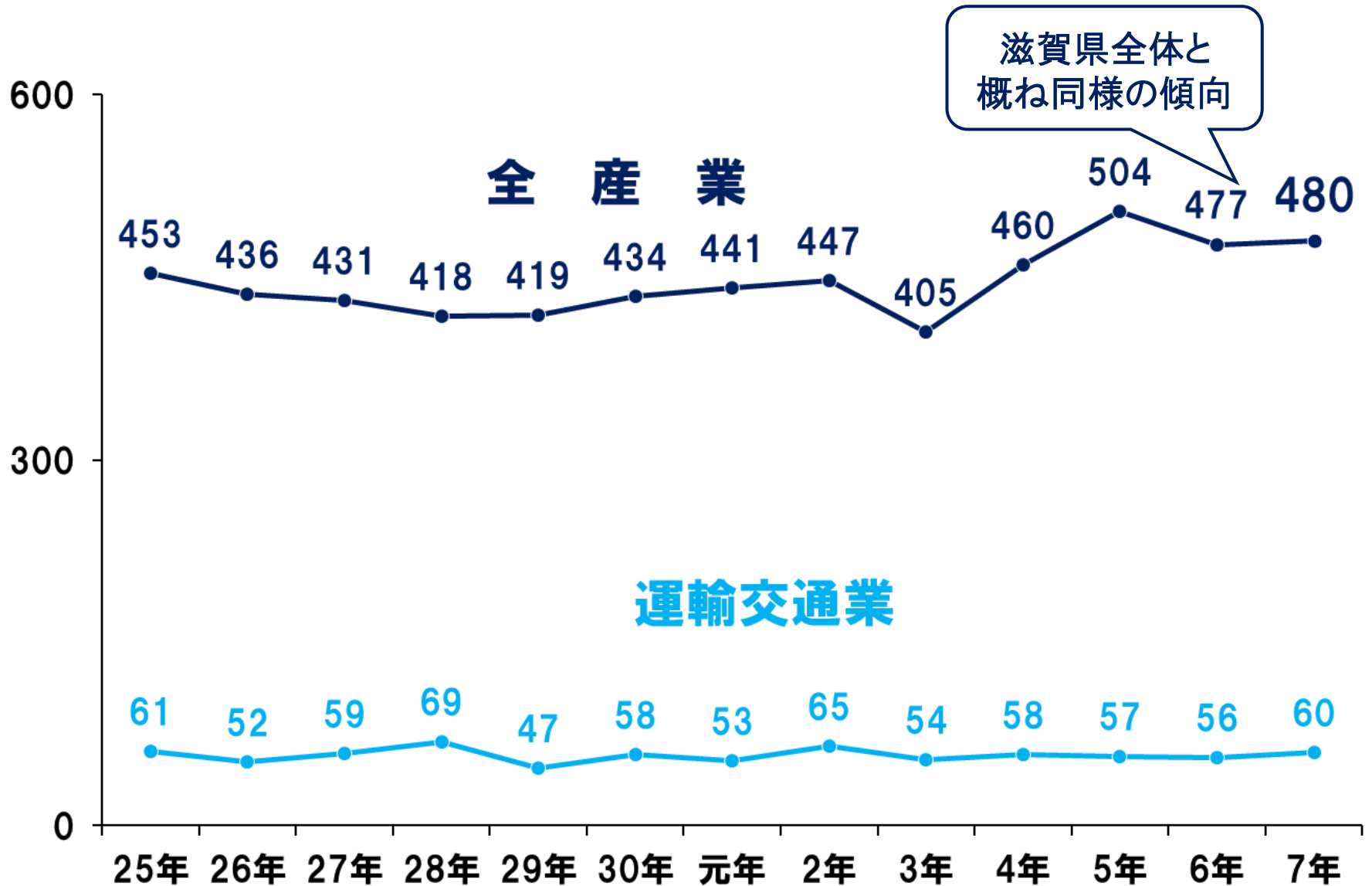
東近江労働基準監督署

労働災害発生状況

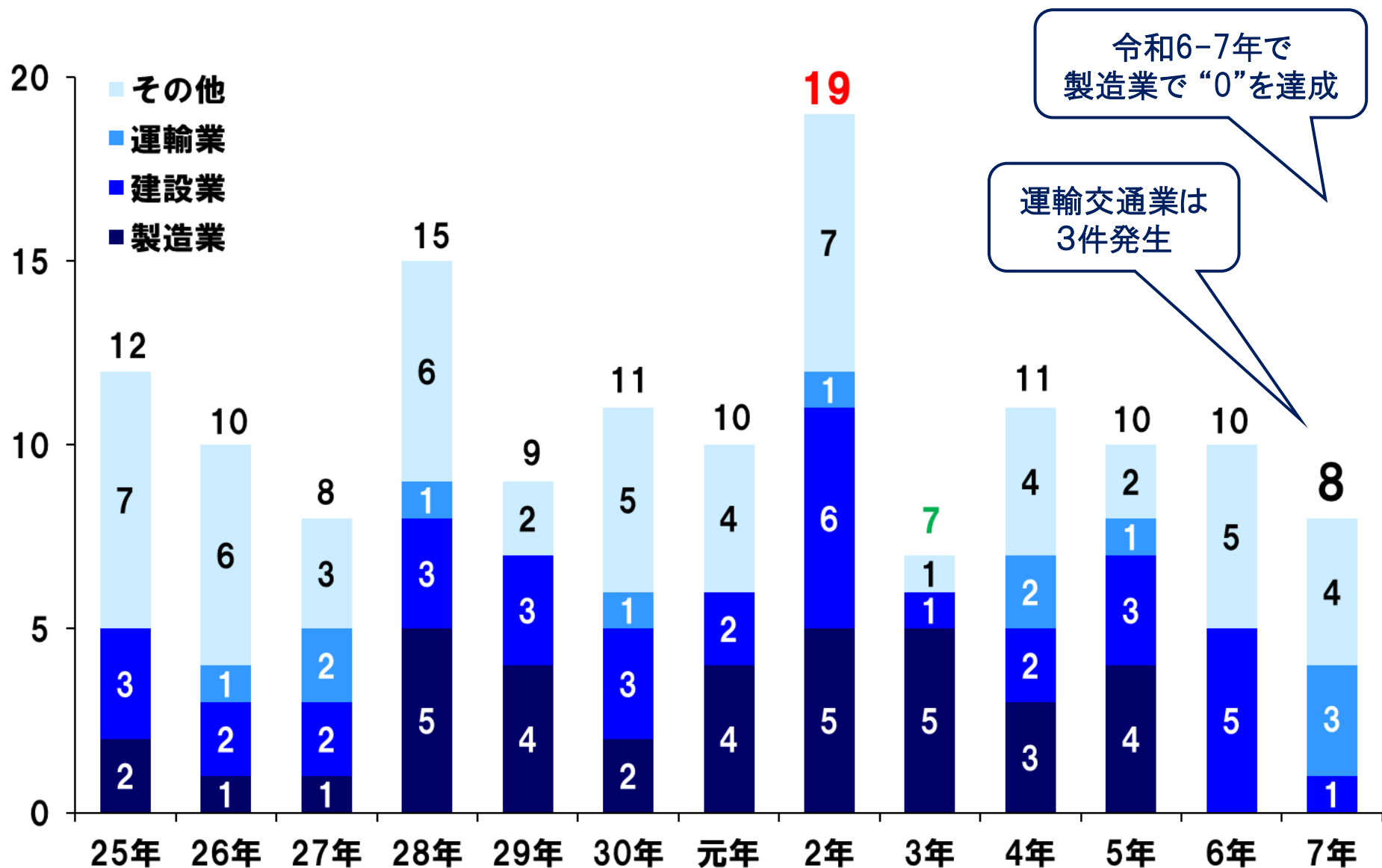
休業災害発生状況の推移(滋賀県)



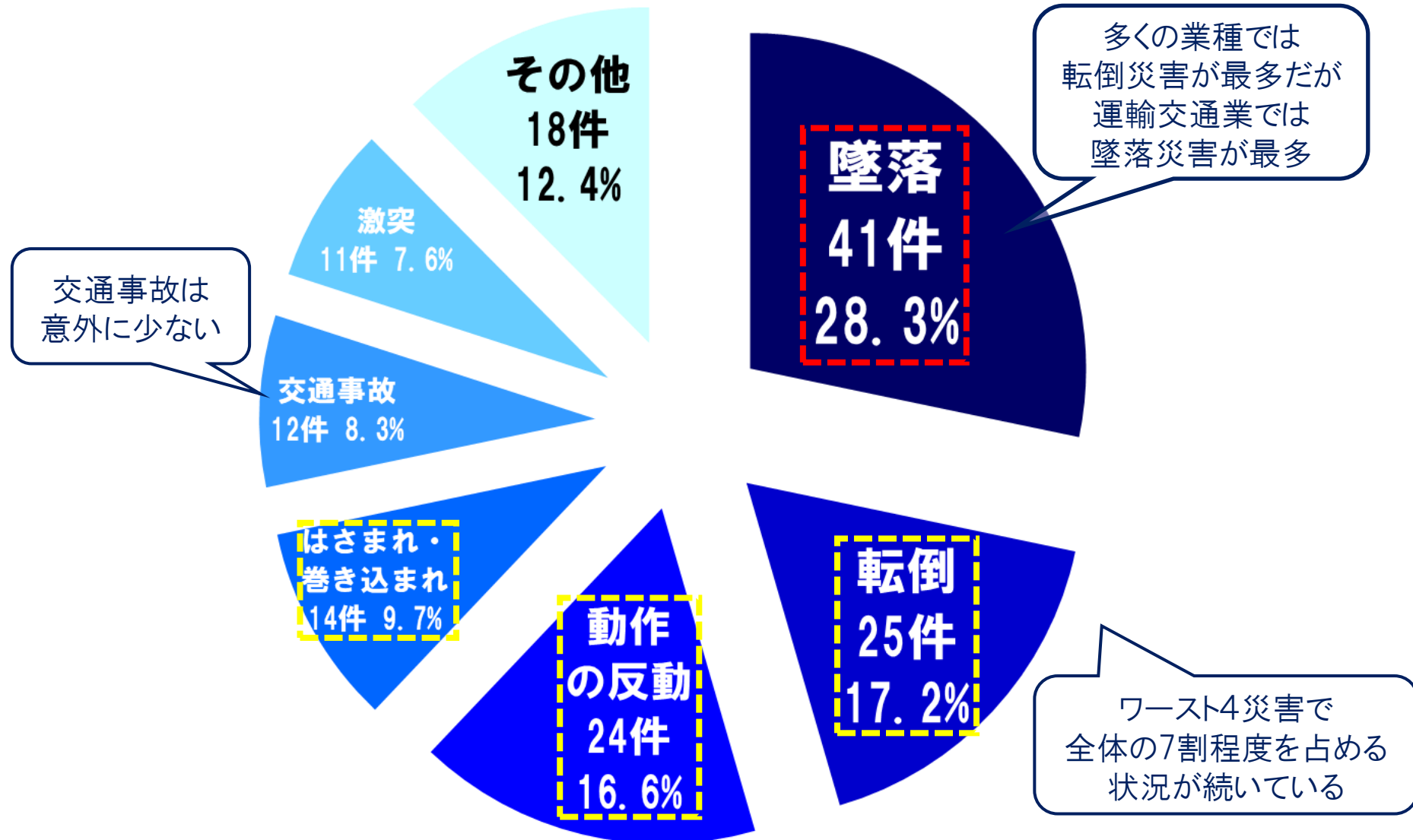
休業災害発生状況の推移(東近江署)



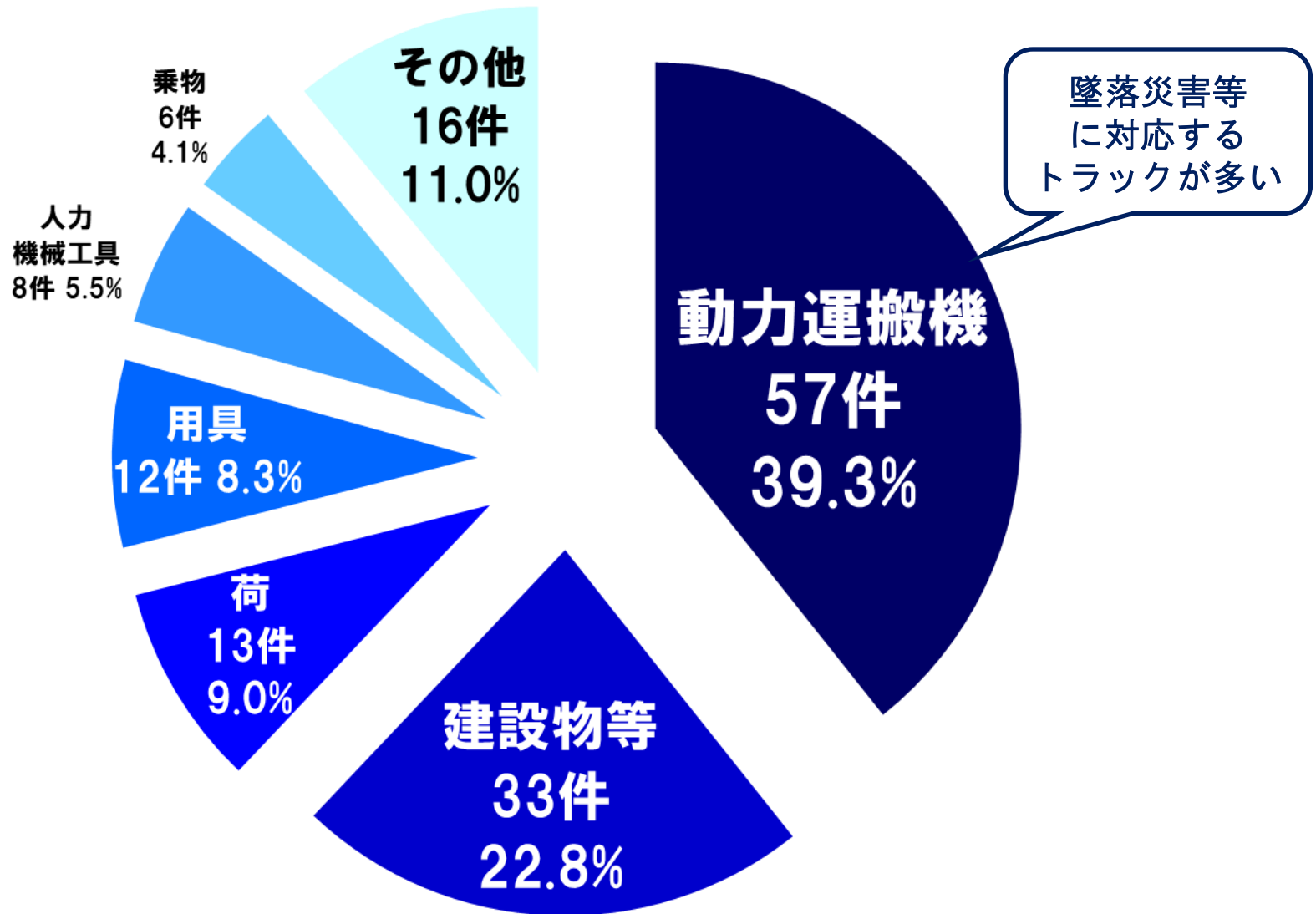
死亡災害発生状況(滋賀県)



事故の型別災害分析(滋賀県 運送業)



起因物別災害分析(滋賀県 運送業)



最近の死亡災害事例

令和7-8年の死亡災害発生状況

- 交通事故：4件
- 墜落災害：2件
- 伐木作業：1件
- 競走馬関係：1件
- フォークリフト関係：1件

死亡災害事例①

◆ 令和7年3月発生(畜産業)

被災者は、競走馬訓練施設の馬場において、取扱馬を曳いていたところ、馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷したものの。

その後、入院先の病院で肺塞栓を発症し、死亡したものの。

死亡災害事例②

◆ 令和7年6月発生（建設業）

被災者は、マンション新築工事現場において、配管設置業務に従事していた。

約10kgの配管材を持ち、各階の設置場所に運搬する作業を行っていたが、1階エレベーター乗場付近を通りがかった別の作業者が、エレベーターピット内で流血して倒れている被災者を発見したものの。

エレベーターは施工前の状況であり、昇降路、各階入口が開口部となり、手すり等が設置されていなかったもの。

高所作業に係る安全対策

◆墜落による危険の防止(安衛則第518条)

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場等を設置**しなければならない。

また、高さが2m以上の箇所にある、作業床の端、開口部には、**手すり、囲い等を設置**しなければならない。

上記の足場等の設置が困難な場合、安全帯等の墜落防止措置を行わなければならない。

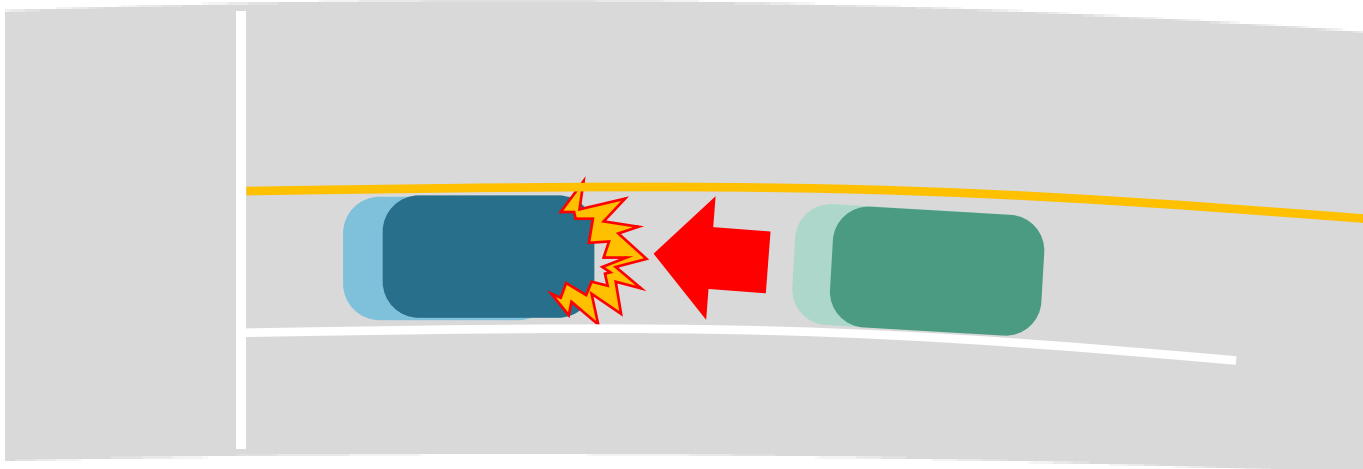
死亡災害事例③

◆ 令和7年7月発生（道路貨物運送業）

被災者は、2tトラックの運転者であり、滋賀県甲賀市から愛知県方面に向けて運行していた。

出発後約40分経過時点、直線道路を走行中、前方で信号待ち中の4tトラックに追突したものの。

救急搬送され、集中治療室で治療が行われていたが、17日後に死亡したものの。



交通労働災害防止ガイドライン

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

交通労働災害防止ガイドライン

交通労働災害防止に関する労働安全衛生法上の直接的な規制はないが、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が制定されている。

- 管理体制の整備
- 運行管理者、安全運転管理者の選任
- 労働時間、運転時間の管理
- 走行計画の作成
- 出発前点呼
- 交通安全教育
- 健康管理
- 荷役作業対策

死亡災害事例④

◆ 令和7年8月発生（警備業）

災害発生当日、地域の夏祭りが開催されており、イベント全体の警備のため、約80名の警備員が現場に入場していた。

夏祭り終了後、被災者は、帰宅する一般客の交通誘導、雑踏警備業務に従事していたが、道路上、センターライン付近に立って、交通誘導を行っていたところ、走行してきた普通乗用車に激突された。救急搬送され、治療が行われたが、6時間後に死亡したものの。

死亡災害事例⑤

◆ 令和7年8月発生(畜産業)

被災者は、飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた。

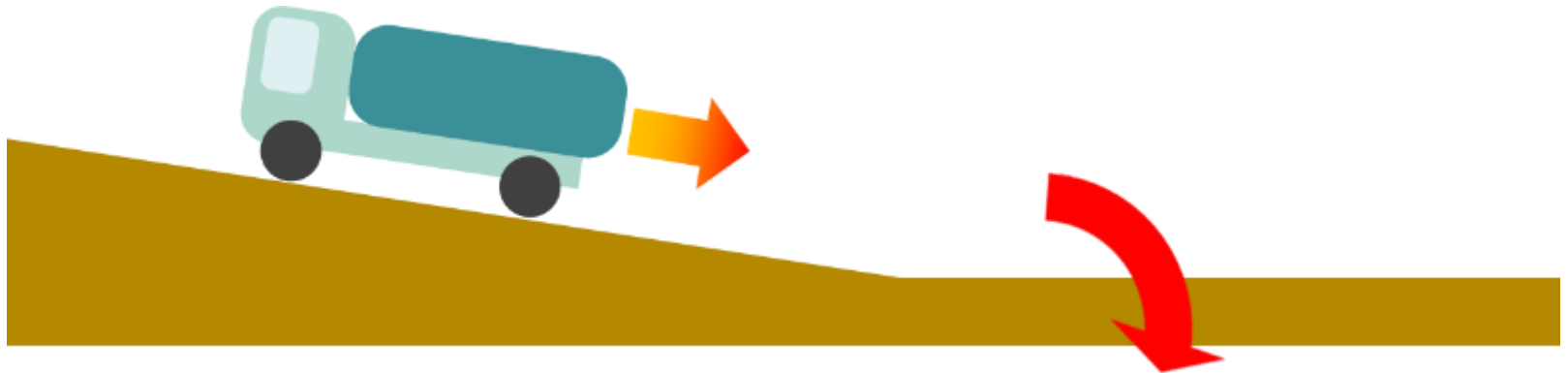
収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6mに積み上げた飼料の山にビニールシートを被せるため、飼料の山の上に登り、ビニールシートを引き上げていたところ、墜落したものの。

死亡災害事例⑥

◆ 令和7年9月発生(運送業)

被災者は、工事現場に資材を運搬する業務に従事していた。

林道を走行中、対向車線をコンクリートミキサー車が走行してきたが、すれ違うことのできる道幅がなかったため、道幅が広い場所まで後退していたところ、運転を誤り、路肩から車両ごと斜面に墜落したものの。



トラックの運転に係る安全対策

◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト、構内の貨物自動車）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の転倒、転落による危険を防止するため、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、幅員保持等の必要な措置を講じなければならない。

路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わせなければならない。

死亡災害事例⑦

◆ 令和7年10月発生(林業)

被災者は、山中で伐倒木の集積作業に従事していた。

伐倒木を持ち上げるため、木の下側に棒を差し入れ、別の伐倒木に左足をかけて力を入れたところ、足をかけていた伐倒木が動いたため、バランスを崩し転倒した。その際、腰部を強く打ったため、骨盤部を骨折し、出血性ショックにより死亡したものの。

死亡災害事例⑧

◆ 令和7年11月発生(運送業)

被災者は、軽貨物自動車を運転し、荷物の配送作業に従事していた。

山中の国道を走行中、緩やかなカーブにおいて、対向車線側にはみ出したことで、対向車線を走行していた大型トラックと正面衝突し、死亡したものの。

死亡災害事例⑨

◆ 令和8年4月発生（農業）

農業を営む事業体で発生。

被災者は、翌日の種まきの準備を行うため、農舎間フォークリフトを運転して移動していた。農道を走行中、道路脇の水田に寄りすぎたため、勾配の影響を受け、フォークリフトが傾き、横転した。その際、被災者はシートベルトを着用していなかったため、車外に投げ出され、転倒してきた車体の下敷きになったもの。

死亡災害事例⑩

◆ 令和8年5月発生(土木工事業)

地下の農業用水路を廃止するため管内にセメント系材料を充填する作業が行われていた。

被災者2名は、ピット内（廃止管の端部付近）において重点状況の監視業務に従事していたが、何らかの原因により、充填剤であるセメント系材料を浴び、全身をのまれる形で倒れ、埋もれることとなり、窒息により死亡したもの。

死亡災害事例⑪

◆ 令和8年5月発生（道路建設工事業）

高速道路の舗装修繕工事において、被災者は、路面清掃車両（スィーパー）の後方で掘削面の深さを計測していた。

スィーパーが後退したところ、被災者と接触、車両下部に巻き込まれ、10m程度引きずられたことで、外傷性ショックにより死亡したもの。



荷役作業中の 労働災害防止対策

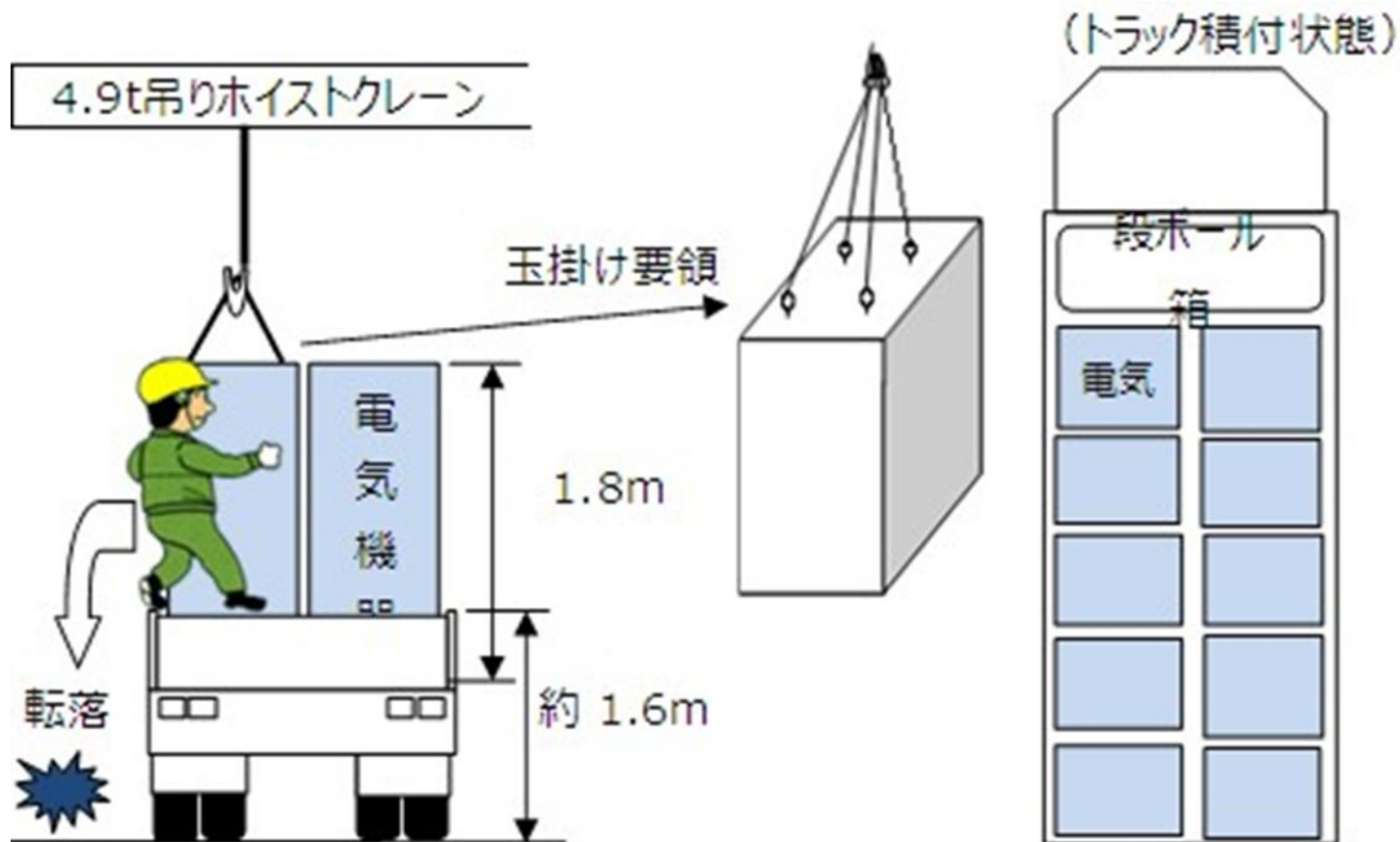
荷役作業中の労働災害が多発

滋賀県、東近江署管内の運輸交通業での労働災害は増減を繰り返しつつ横ばいの状況であり、大幅な減少には至っていない。また、令和5年度から開始した第14次労働災害防止推進計画において、製造業等の他の重点業種では減少目標を達成しているものの、道路貨物運送業における指標では目標を達成できていない。

災害内容を見ると、荷役作業中の休業災害が多いため、これらへの対応策を講じることが基本的対策となる。荷役作業中の労働災害で典型的なものは、トラック荷台等からの墜落災害、フォークリフト災害が挙げられる。

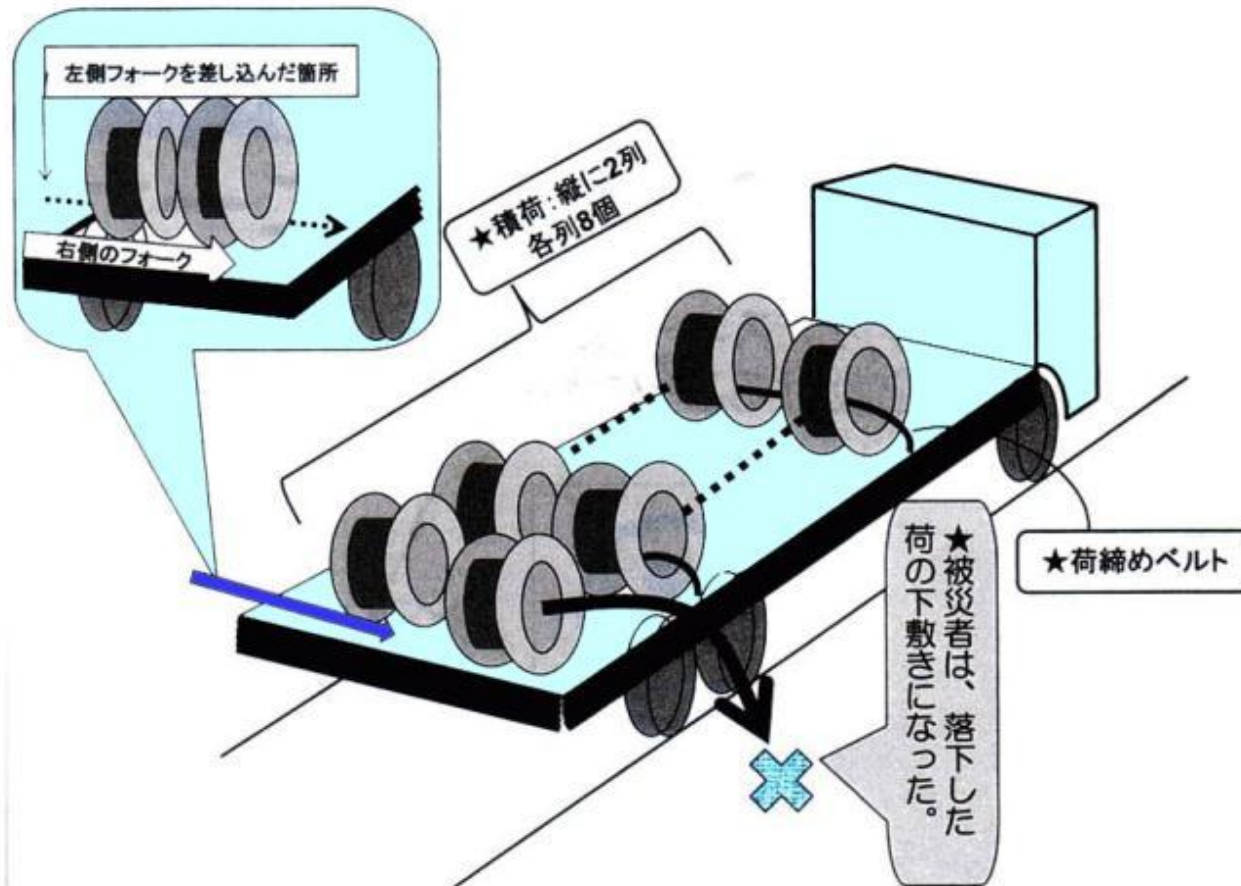
荷役作業中の典型的な災害

- ◆ ホイストクレーンで荷卸し中に荷が振れてトラックから転落



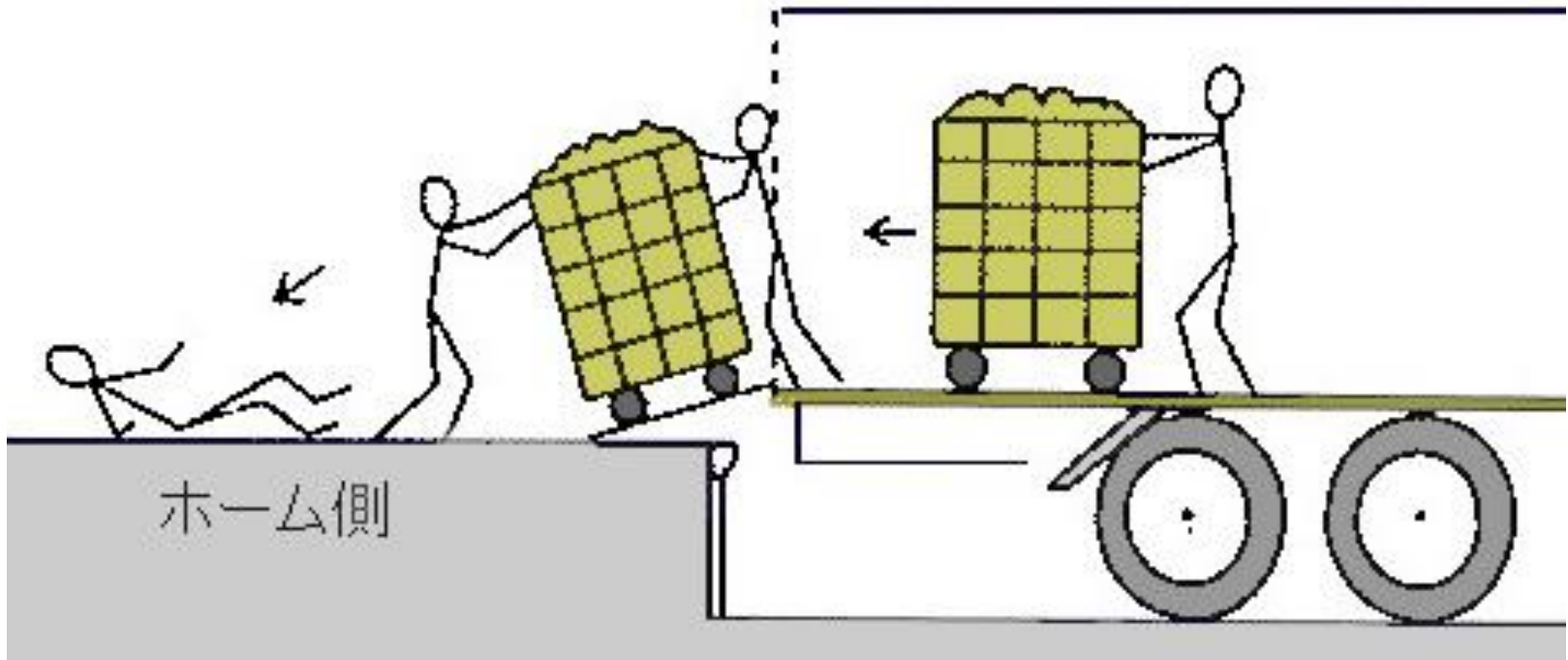
荷役作業中の典型的な災害

- ◆ トラック荷台からフォークリフトで荷の取卸し作業中、落下した荷の下敷きとなった



荷役作業中の典型的な災害

- ◆ ロールボックスパレットをプラットフォーム上に引き込む作業中に転倒したもの



荷主事業場内で労働災害が多発

運輸交通業での労働災害の多くは荷役作業中に発生しており、その内の半分以上が荷主等事業場（荷主、配送先等）の構内において発生している。

荷役作業中の墜落災害の防止対策には足場、セーフティブロック等が有効であるが、これらを使用できるかどうかは、荷主等事業場の現場状況等に依存し、運送業者単独では対応が困難な面がある。



荷主等事業場による協力が不可欠

荷役作業に係る規制等

➤ 法的規制（労働安全衛生法）

荷役作業を行う労働者を直接雇用する事業者が義務を負う

➤ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

厚生労働省労働基準局長による行政通達であり、法的義務を生じさせるものではないが、荷役作業を行う運送事業者が実施すべき事項とともに、荷主等の事業者が配慮すべき事項を示したもの

労働安全衛生法 による規制

一般的規制（安全衛生管理体制）

- 総括安衛管理者（安衛法10条）：100人以上
- 安全管理者（安衛法11条）：50人以上
- 衛生管理者（安衛法12条）：50人以上
- 安衛推進者（安衛法12条の2）：10-49人
- 産業医（安衛法13条）：50人以上
- 安全衛生委員会（安衛法17, 18条）：50人以上

一般的規制（安全衛生教育）

➤ 雇入時教育（安衛則35条）

労働者の雇入時、作業内容変更時は以下の事項について安全衛生教育を実施する。

- 機械等の危険性、取扱方法
- 安全装置の取扱方法
- 作業手順
- 作業開始点検
- 5 S 活動
- 事故発生時の対応 等

一般的規制（健康診断）

- 雇入時健診（安衛則43条）：常時雇用労働者
省略不可
- 定期健診（安衛則44条）：常時雇用労働者
1年以内毎に1回
- 特定業務健診（安衛則45条）：深夜業務者
6月以内毎に1回
- 医師意見聴取（安衛則51条の2）：健診有所見者
- ストレスチェック（安衛則52条の9）：50人以上
- 健診, SC報告（安衛則51条の4, 52条の21）：50人以上

運送業に関する規制（荷積載関係）

◆ 安全衛生規則第151条の10（荷の積載）

事業者は、車両系荷役運搬機械（貨物自動車を含む）に荷を積載するときは以下の事項によらなければならない。

- 偏荷重を生じさせないこと
- 荷崩れ、荷の落下を防止するためロープ、シート掛け等を行うこと。

◆ 安全衛生規則第151条の66（使用制限）

事業者は、貨物自動車について、**最大積載量**その他の能力を超えて使用してはならない。

運送業に関する規制（荷積載関係）

◆ 安全衛生規則第151条の11（運転席からの離脱）

事業者は、車両系荷役運搬機械の運転者が運転席から離れる時は、以下の措置を講じさせなければならない。

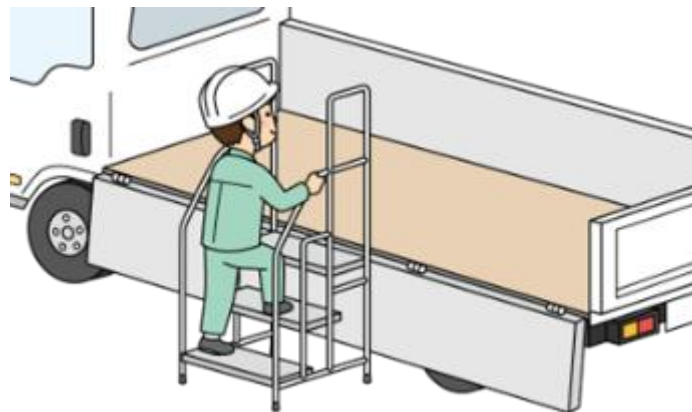
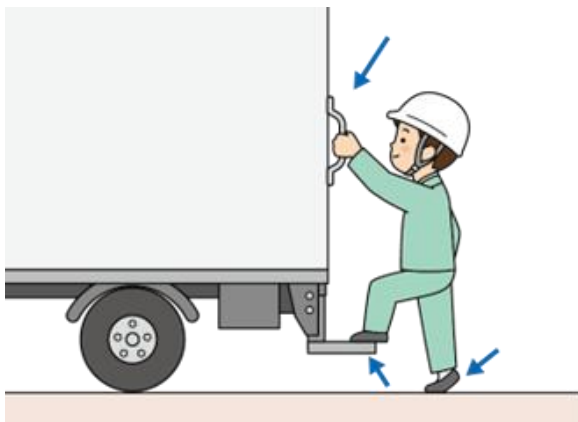
- フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
- 原動機を止め、ブレーキをかける等により、逸走防止措置を講じること

※ テールゲートリフターを操作するために運転位置を移動する場合は、原動機停止の必要はないこと

運送業に関する規制（荷役作業）

◆ 安全衛生規則第151条の67（昇降設備）

事業者は、**最大積載量2トン以上の貨物自動車**に荷を積む、卸す作業（ロープ、シートの掛け、外し作業を含む）を行うときは、墜落による危険を防止するため、労働者が床面（地面）と荷台、荷の上面との間を**安全に昇降するための設備**を設けなければならない。



運送業に関する規制（荷役作業）

◆ 安全衛生規則第151条の68（繊維ロープ）

事業者は、不適格な繊維ロープ（ストランドが切断しているもの等、著しい損傷、腐食があるもの）を貨物自動車の荷掛けに使用してはならない。

◆ 安全衛生規則第151条の69（ロープの点検）

事業者は、繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用するときは、その日の使用開始前に点検を行い、異常を認めた場合は、直ちに交換しなければならない。

運送業に関する規制（荷役作業）

◆ 安全衛生規則第151条の70（積卸し作業）

事業者は、一の荷で100kg以上の物を貨物自動車に積む、卸す作業（ロープ、シートの掛け、外し作業を含む）を行うときは、作業指揮者を定め、以下の事項を行わせなければならない。

- 作業手順、方法の決定、作業の直接指揮
- 器具、工具の点検、不良品の除去
- 関係労働者以外の者の立入禁止
- ロープ、シート解除前の荷落下危険性確認
- 昇降設備、保護帽着用の確認

運送業に関する規制（荷役作業）

◆ 安全衛生規則第151条の71（中抜禁止）

事業者は、貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、労働者に荷の中抜きをさせてはならない。

◆ 安全衛生規則第151条の72（荷台乗車制限）

事業者は、荷台に[あおりのない貨物自動車](#)を（事業場構内において）走行させるときは、荷台上に労働者を乗車させてはならない。

※ 道路交通法においても、走行中の座席外乗車は原則禁止

運送業に関する規制（荷役作業）

◆ 安全衛生規則第151条の73（荷台乗車制限）

事業者は、荷台に[あおりのある貨物自動車](#)の荷台に労働者を乗せて（事業場構内において）走行する場合は、以下によらなければならない。

- [荷の滑動防止措置](#)を講じること
- [あおり](#)を確実に閉じること
- 車両動揺による[墜落危険箇所](#)に労働者を乗せないこと
- 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根高さ又は荷の最高高さを超えて乗せないこと

運送業に関する規制（荷役作業）

◆ 安全衛生規則第151条の74（保護帽）

事業者は、以下の貨物自動車に荷を積む、卸す作業（ロープ、シートの掛け、外し作業を含む）を行うときは、墜落による危険防止のため、労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 最大積載量5トン以上
- 最大積載量2トン以上5トン未満であって、荷台側面が開放できるもの
- 最大積載量2トン以上5トン未満であって、テールゲートリフターを装備するもの

保護帽の規格、検定

労働安全衛生法において労働者に着用を求めている保護帽については、**構造規格**が定められており、**型式検定**に合格する必要がある。一般に流通している保護帽は検定品であるが、購入の際は検定品である表示を確認すること。

また、構造規格上、保護帽には「**墜落用**」「**飛来落下用**」「**電気用**」の区分があり、前頁の場合は「**墜落用**」を装着する必要があること。

労（平 20.4） 検		
(1) XX0001	(2) XX0002	(3) XX0003
安全製造（株）		
令和 3 年 4 月製造		
(1) 飛来・落下物用	(2) 墜落時保護用	(3) 電気用7,000V以下

運送業に関する規制（点検等）

◆ 安全衛生規則第151条の75, 76（点検, 補修）

事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業開始前に以下について点検を行わなければならない。また、異常を認めた時は直ちに補修等を行わなければならない。

- 制動装置、操縦装置の機能
- 荷役装置、油圧装置の機能
- 車輪の異常の有無
- 前照灯、尾灯、方向指示器、警音器の機能

運送業に関する規制（資格等）

- フォークリフト運転業務（1t以上）：技能講習
（1t未満）：特別教育
- 移動式クレーン運転業務（5t以上）：免許
（1-5t）：技能講習
（1t未満）：特別教育
- 玉掛業務（1t以上のクレーン等）：技能講習
（1t未満のクレーン等）：特別教育
- テールゲートリフター運転業務：特別教育

※ 令和6年2月から義務化

陸上貨物運送事業 における 荷役作業の安全対策 ガイドライン

ガイドラインの制定

前述のとおり、運輸交通業での労働災害の多くは荷主等事業場における荷役作業中に発生している。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインは、荷役作業における労働災害防止対策を積極的に講じることとし、荷役作業を担当する運輸交通業の事業場が講じるべき具体的措置を示すとともに、労働安全法では直接的には措置義務の対象としない荷主等事業場が講じるべき具体的措置についても示しているもの。

荷役作業の安全対策ガイドライン

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

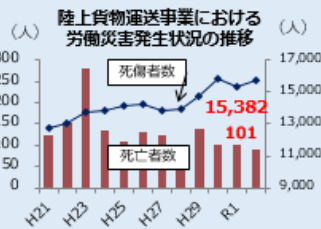
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

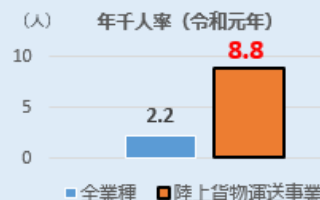
災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



発生率が高業種の4倍

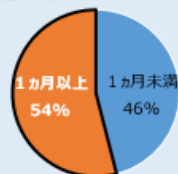
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、
重篤な災害が多く発生しています。

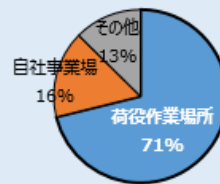
休業見込み日数(令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場で発生しています。

災害発生場所(H28)



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！
⇒ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

ガイドラインの構成

① 目的等

② 陸運事業者の実施事項

- 安全管理体制の確立
- 荷役作業における労働災害防止措置
- 荷役作業の安全衛生教育の実施
- 陸運事業者と荷主等の連絡調整
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
- 陸運業者間で業務請負を行う場合の措置

③ 荷主等の実施事項

安全衛生管理体制の確立

◆安全衛生方針等

荷役作業の労働災害防止に継続的に取り組むため、事業者は安全衛生方針を表明し、安全衛生活動計画に荷役作業対策を導入する。

◆荷役作業担当者

安全管理者、安全衛生推進者を選任し、実際の対策や荷主との連絡調整を行う。

◆安全衛生協議会

定例的に荷の運搬を請負う荷主とは、共同の安全衛生協議会を組織し、荷役作業における労働災害防止対策の協議を行う。

荷役作業における基本的対策

◆荷役作業の有無の確認

荷主等の構内、配送先等において、荷役作業、フォークリフト運転の必要性の事前確認を行う。

◆服装、装備等

荷役作業中の保護帽、安全靴の着用の徹底

◆荷役作業場所の改善

自社内の荷役作業場所については、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、5Sの徹底、安全通路の確保、風雨の侵入防止、等の安全に作業が行えるよう改善、保持を行う。

荷役作業時の安全のポイント

- 荷役作業開始前に、貨物自動車周辺^①の床面^②の状況等^③を確認し、資材等が置かれている場合には整理、整頓してから作業を行う。
- 不安定な荷の上では可能な限り移動せず、一度地上に降りてから移動する。
- 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷台上で行わず、出来る限り地上に降りてから作業する。
- 2m以上の高所で作業を行う場合や、墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合、墜落制止用器具を使用する。

荷役作業時の安全のポイント

- 荷台上での作業は、フォークリフト運転者から見える立位置を確保する。
- 荷台上で作業を行う場合、荷台端付近で背を端部側に向けず、後ずさりしない。
- 雨天時等滑りやすい環境下での作業は、耐滑用安全靴等を使用する。
- あおりを立てる場合は必ずあおりを固定する。
- 最大積載量が2 t 以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用し、2t未満の場合でも可能な限り昇降設備、踏み台等を使用する

荷役作業時の安全のポイント

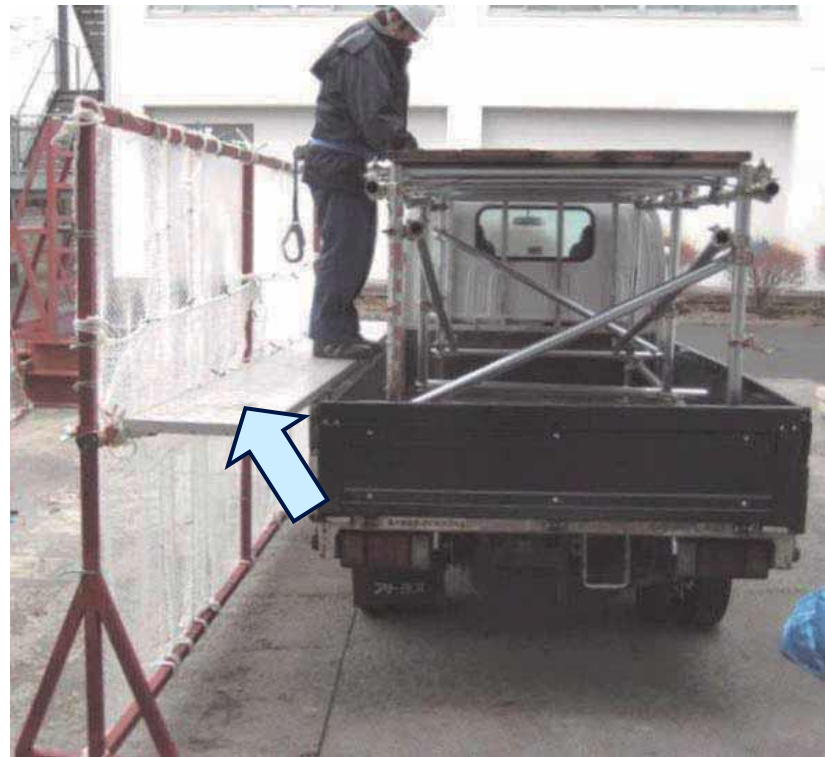
- 貨物自動車の運転席、荷台への乗降、昇降時は3点確保（手足4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を徹底する。
- 荷台上での作業は、あおりに取り付ける簡易作業床、移動式プラットホーム等を使用する等し、可能な限りあおり上の作業を避ける。
- 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意する
- タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部での作業、荷台に積上げた荷の上での作業は、墜落制止用器具を取付ける設備（親綱等）を車両等に設置する。

墜落・転落防止対策(足場)

◆トラックの荷台等からの墜落防止対策



あおりに取り付けられた
簡易作業床



墜落防止用の柵を併用する
外付式の設置型作業床

墜落・転落防止対策(足場)

◆トラックの荷台等からの墜落防止対策



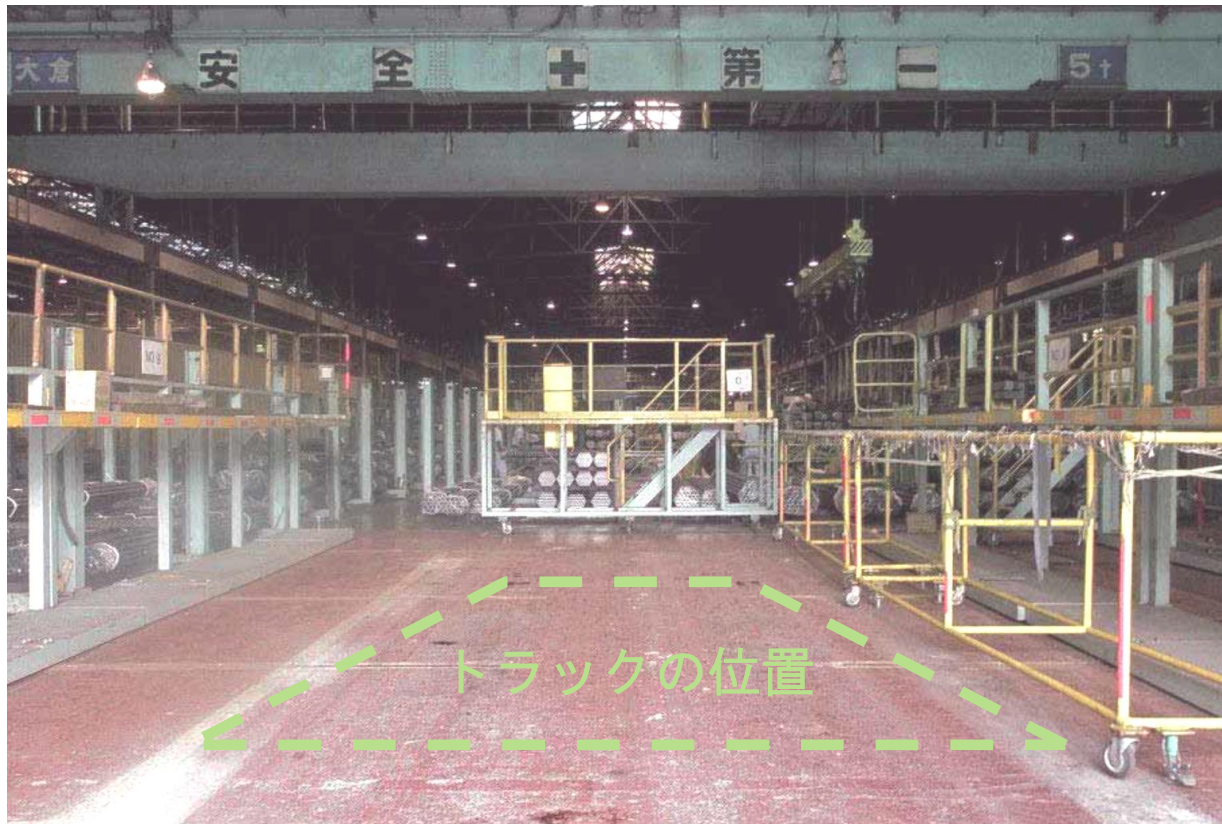
あおりを作業床として
利用した例



移動式プラットフォーム

墜落・転落防止対策(足場)

◆トラックの荷台等からの墜落防止対策



トラックを駐車する場所にトラックを囲うように
可動式のプラットフォームを設置した例

墜落・転落防止対策(安全帯)

◆安全帯を使用した墜落防止対策



トラックの荷台上に
親綱を設置した例



トラックの上部に庇等がある場合は
セーフティブロックを活用できる

墜落・転落防止対策(昇降設備)

◆荷台への昇降設備



安全に昇降できる設備の一例

テールゲートリフターに係る安全対策

テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト

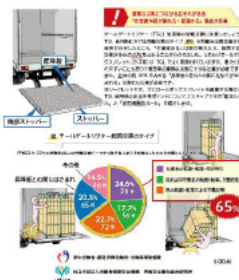
テールゲートリフターを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	昇降板では荷を後退りで運搬しないこと 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています
☐	キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること 作業者が支えても事故につながる可能性があります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと ロールボックスパレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください
☐	昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること 荷台高さにあると思い込んで、転落する可能性があります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

テールゲートリフターを安全に使用するために

2 STEP ステップで学ぶ 6 基本 & 11 場面別ルール



作業者に身につけてほしい望ましい装備例



パンフレット「テールゲートリフターを安全に利用するために 2ステップで学ぶ6基本&11場面別ルール」もご確認ください。



ロールボックスパレットのチェックリストは裏面へ▶

その他荷役作業中の安全対策

- フォークリフト災害 → この後に別途説明
- 転倒災害 → 2つ目の講義で別途説明
- 腰痛災害 → 2つ目の講義で別途説明
- ロールバックスパレット災害 → 安全作業マニュアル

ロールボックスパレットに係る安全対策

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための

8つのルール

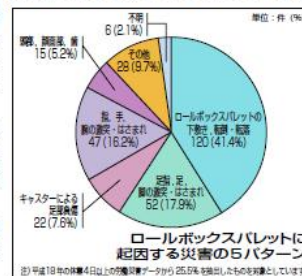


とても便利なロールボックスパレットですが、下敷きや手足の負傷による事故などが多発しています。

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれる人力運搬機です。開口部以外の3面がパネルで囲まれているため、荷崩れや荷物の損傷を防いで移動できるだけでなく、店舗では商品棚として使用することもあります。このように、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する、とても便利な存在で、多くの職場で活用されています。

そんな利便性の高いロールボックスパレットですが、近年では労働災害が多数発生しており、その約4割が下敷き事故でした。また、ケガをした半数近くの方が作業経験1年未満だったことから、作業に不慣れな時期での対策がカギとなります。

このリーフレットでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい「8つのルール」を紹介しています。ぜひ、お読みになって、安全に作業を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人 労働安全衛生総合研究所

(H427.9)

ロールボックスパレットに係る安全対策

ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	倒れそうになったら無理に支えず逃げること 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です
☐	停止時は必ずキャストーストッパーを使用すること わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります
☐	両手で持って運搬すること 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための

8つのルール



とても便利なロールボックスパレットですが、7割は手荒れや足指の負傷による事故が多発しています。
このマニュアルは、ロールボックスパレットを使用する際の安全な作業方法について、8つのルールをまとめたものです。このマニュアルを必ず読んで、安全に作業するための知識と技術を身につけてください。
また、このマニュアルは、安全に作業するための基本的な知識と技術を身につけてください。安全に作業するための基本的な知識と技術を身につけてください。
安全に作業するための基本的な知識と技術を身につけてください。安全に作業するための基本的な知識と技術を身につけてください。
安全に作業するための基本的な知識と技術を身につけてください。安全に作業するための基本的な知識と技術を身につけてください。



作業者に身につけてほしい望ましい装備例



パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」もご確認ください。



テールゲートリフターのチェックリストは裏面へ▶

荷役作業に係る安全衛生教育

荷役作業を行う労働者に対して、雇入時、作業内容変更時に、以下事項について安全衛生教育を行う（前述の安全作業のポイントも含め）。

- 荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、解きの作業を含む）の知識
- 荷の種類等
- 荷役運搬機械等の種類
- 使用器具及び工具
- 作業箇所安全確認
- 服装及び保護具
- 荷主等の事業場における留意事項

荷主等との安全衛生協議組織

荷主等の事業場において、反復定例的に荷役作業を行う場合、運送事業者と荷主等で構成する安全衛生協議組織を設けること（他の運送事業者に再委託している場合は元請事業場が下請事業場との協議組織を設置する）。

具体的実施事項としては、荷台等からの墜落災害等の各種災害防止対策について協議すること、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行う。

自動車運転者が荷役作業を行う場合、身体的な負荷を考慮した運行計画の策定、荷主先での休憩施設の設置等について協議する。

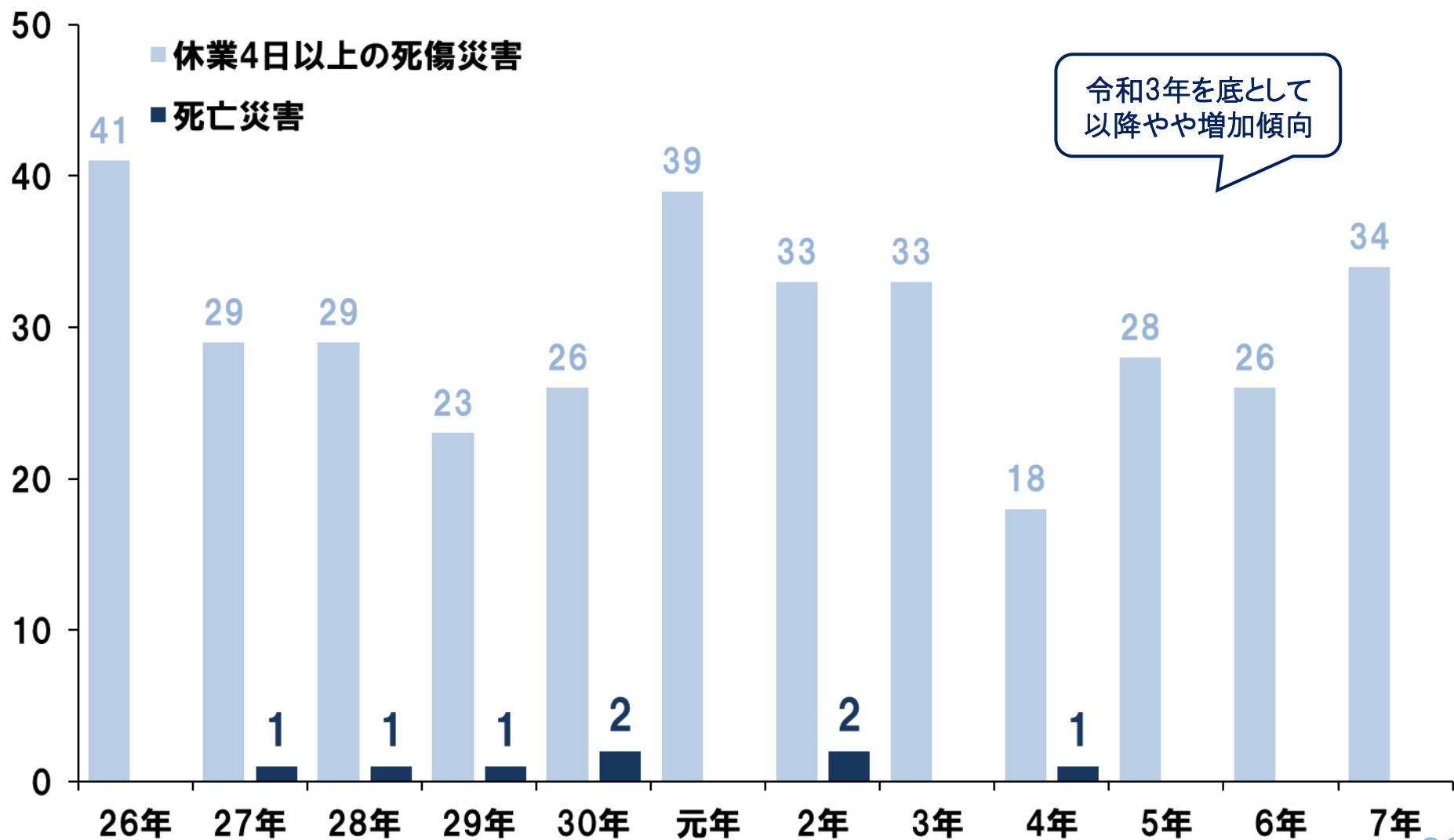
荷主等が実施すべき事項

荷主等の事業場に対しては、以下の事項への取り組みを求めている。

- 運送業者と合同の安全衛生協議会の設置
- 安全作業連絡書により、貨物の重量、荷役作業の有無、役割分担等の事前通知
- 荷役作業、混在作業時の安全対策
- フォークリフトを貸し出し、使用させる場合の措置（定期検査、運転資格の確認）
- 墜落防止対策
- 安全運行ができない恐れのある発注禁止

フォークリフトに係る 労働災害防止対策

フォークリフト災害発生状況（滋賀県）



フォークリフト死亡災害事例①

◆ 令和4年3月発生(卸売業)

作業場内で圧縮梱包された段ボールをフォークリフトに積載して移動させる作業が行われていた。

被災者が場内を徒歩により通行していたところ、走行してきたフォークリフトと接触、車両に踏まれたことにより死亡したもの。



フォークリフト死亡災害事例②

◆ 平成30年11月発生（機械器具製造業）

被災者は、大型の荷を運搬中のフォークリフトの誘導を行っていたが、フォークリフトが方向転換を行った際、荷がバランスを崩し、被災者の上に倒れ、死亡したものの。

災害発生原因として、荷の積載方法が不安定であったこと、被災者がフォークリフトに接近しすぎていたことが考えられた。



フォークリフト死亡災害事例③

◆ 平成27年9月発生（印刷業）

バック走行していたリフトに、別室から出てきた被災者が激突され、転倒した際に頭部を打ち、脳挫傷により死亡したものの。

リフト運行経路への作業者の立入が禁止されておらず、接触防止措置が講じられていなかったことが原因と考えられた。



歩車分離の徹底

◆ 労働安全衛生規則第151条の7

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行う時は、**運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。**

ただし、**誘導者**を配置し、当該フォークリフトを誘導させる時はこの限りではない。

※リフト優先が原則であることに注意

フォークリフト死亡災害事例④

◆ 平成29年3月発生（畜産業）

被災者は、ビニールハウスを張り替える作業に従事していた。ハウスの屋根部分の張り替えを行う際、フォークリフトのフォーク部分にパレットを積み、その上で作業を行っていたが、パレットから墜落したものの。

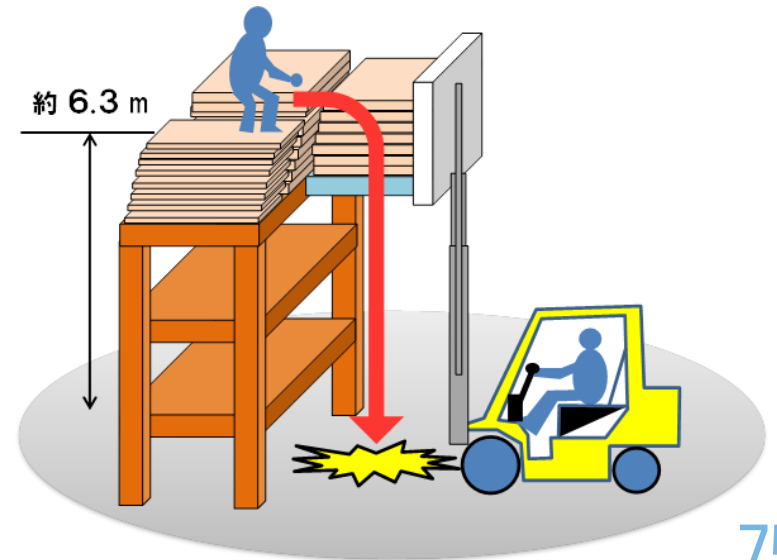


フォークリフト死亡災害事例⑤

◆ 平成29年12月発生（化学工業）

被災者は、ラック上段のダンボールを降ろそうと、同僚の運転するフォークリフトで上段まで上げてもらい、隣の荷の上でダンボールをフォークリフトへ積み替えていたが、ダンボールを引き抜く際、手が滑りバランスを崩し、墜落したものの。

被災者は安全帯の着用しておらず、運転手は運転資格を有していなかった。



用途外使用の禁止

◆ 安全衛生規則第151条の14

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を、荷の吊上げ、労働者の昇降等、主たる用途（荷の運搬）以外の用途に使用してはならない。

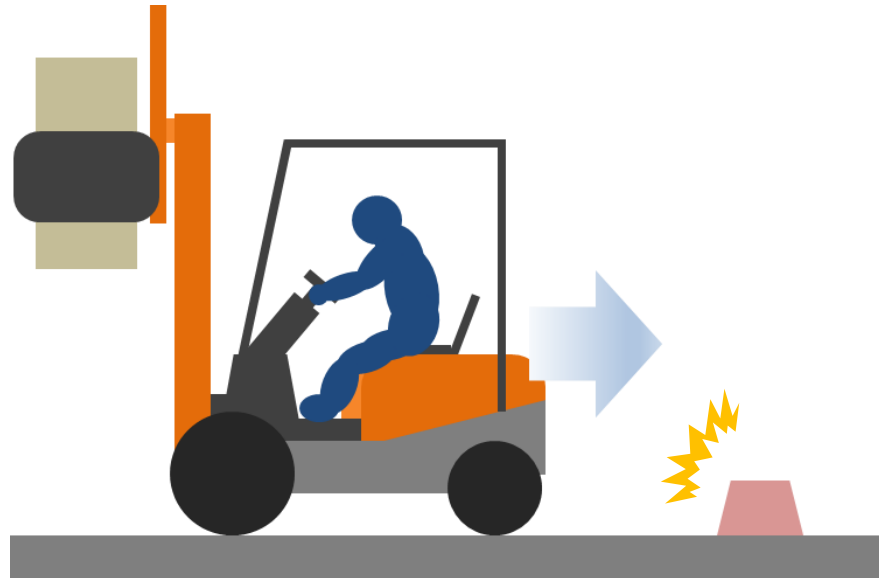
ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのない時はこの限りではない。

※ 車両本体の転倒の危険がなく、パレットの周囲に手すり等を設け、パレットをフォークに固定する等の措置を講じた場合は、高所での作業床として使用可能

フォークリフト死亡災害事例⑥

◆平成25年8月発生（製造業）

被災者は、フォークリフトを運転し、原材料を製造ラインに供給する業務に従事していた。原材料をクランプした状態で後退したところ、建屋側に構造物に後輪が乗り上げ、車両が転倒、投げ出された被災者が下敷きになったもの。



フォークリフトの運転に係る安全対策

◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト、構内の貨物自動車）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の転倒、転落による危険を防止するため、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、幅員保持等の必要な措置を講じなければならない。

路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わせなければならない。

フォークリフト死亡災害事例⑦

◆平成30年12月発生(商業)

被災者は、事業場内の倉庫において、フォークリフトを使用して農業用器具の収納作業を行っていた。

作業中、フォークリフトの調子が悪くなったため、被災者は車両を降り、確認を行っていたところ、車両が転倒し、被災者が下敷きになったもの。

降車時の措置

◆労働安全衛生規則第151条の11

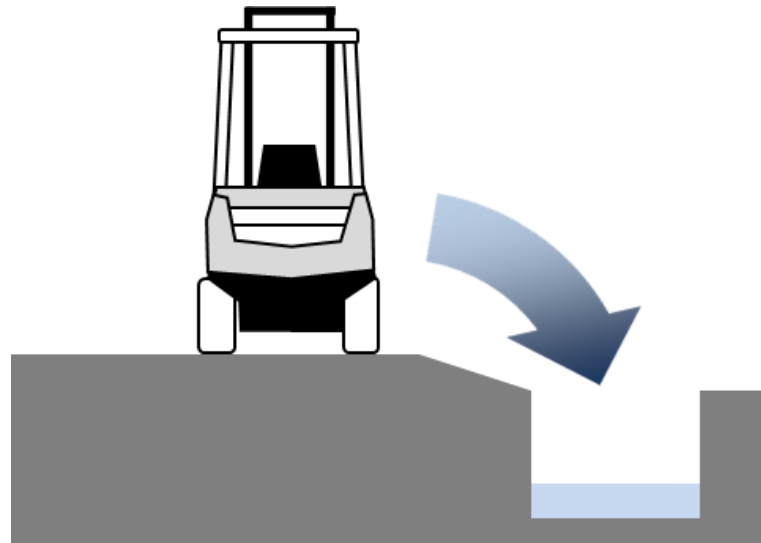
事業者は、車両系荷役運搬機械の運転者が運転位置から離れる場合は、以下の措置を講じさせなければならない。

- フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
- 原動機を止め、停止状態を保持するため、ブレーキ等をかける等、一層防止措置を講じること

フォークリフト死亡災害事例⑧

◆令和2年7月発生（農業）

被災者は、草刈機を搭載したフォークリフトを運転し、農道（公道）を走行していたところ、道路脇の側溝に転落、横転し、その際、運転席から投げ出され、横転したフォークリフトの下敷きになったもの。



フォークリフトの運転に係る安全対策

◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の転倒、転落による危険を防止するため、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、幅員保持等の必要な措置を講じなければならない。

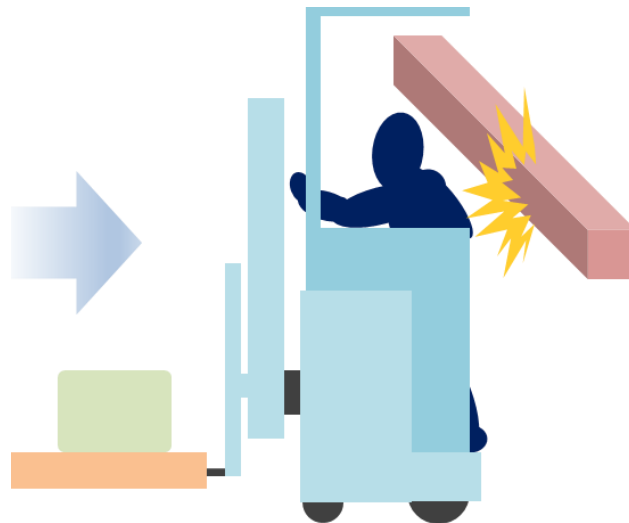
路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わせなければならない。

フォークリフト死亡災害事例⑨

◆令和2年11月発生(倉庫業)

被災者は、倉庫内でフォークリフトを運転し、荷物をラックに収納する業務に従事していた。

最下段のラックへの収納を行うため、ラック間で旋回動作を行おうとしたところ、ラックのフレームに接触し、胸部をはさまれたもの。



フォークリフトに係る規制(主要部分抜粋)

- 作業計画の作成(安衛則151条の3)
- 作業指揮者(安衛則151条の4)：混在時
- 制限速度(安衛則151条の5)：自主設定
- 転落等の防止(安衛則151条の6)
- 接触の防止, 誘導者(安衛則151条の7-8)
- フォーク下立入禁止(安衛則151条の9)
- 偏荷重等禁止(安衛則151条の10)
- 運転席離脱(安衛則151条の11)
- 乗車位置制限(安衛則151条の13)
- 用途外使用禁止(安衛則151条の14)
- パレット強度(安衛則151条の19)
- 許容積載荷重等(安衛則151条の20)
- 特定自主検査(安衛則151条の21, 24)：年次検査
- 月次点検(安衛則151条の22)：自社検査可能
- 作業開始前検査(安衛則151条の25)

フォークリフト運転作業の安全のポイント

- 最大荷重に合った資格者に運転させること。
- 各種検査（日常, 月次, 年次）を実施すること。
- 作業計画を作成すること。
- 複数の労働者が荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。
- 用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
- 荷崩れ防止措置を行うこと。
- シートベルトを装備している場合はシートベルトを着用すること。

フォークリフト運転作業の安全のポイント

- 停車時は逸走防止措置を確実に行うこと。車両が不意に動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
- マストとヘッドガードに挟まれないよう、運転席から身を乗り出さないこと。
- 運転者席が昇降する方式の車両を使用する場合、墜落制止用器具を使用すること。
- 急停止、急旋回を行わないこと。
- 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- 後退走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。

フォークリフト運転作業の安全のポイント

- フォークに荷を載せて前進する時は、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- 構内を歩行する時は、フォークリフト等との接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。
- フォークリフト使用のルール（制限速度等）を定め、見やすい場所に掲示すること。
- 通路の死角部分にミラー設置等を行うこと。
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること（歩車分離）。

フォークリフト作業計画（参考様式）

※この記載例はあくまでも一例です。
自社の作業内容・運行経路・稼働状況等に応じ、計画の作成時期や周知方法を
検討する等、適切な計画を作成してください。

フォークリフト作業計画

(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

	事業主	安全管理者等	作業指揮者	フォークリフト運転者
社内審査 確認印				

1. 作成年月日	R 5 年 ○ 月 ○ 日	2. 計画作成者	○ ○ ○ ○	3. 作業名	○ ○ 出荷 (積込) 作業																										
4. 作業の具体的内容 (作業の要領・工程等を記入する)	①倉庫コンテナ取り降ろし ②バック走行 ③旋回エリアで方向転換 ④高さ制限確認 ⑤倉庫出口一旦停止 (ミラー確認) ⑥前進走行 (制限速度遵守) ⑦歩行者検知警報一旦停止 ⑧作業指揮者指示 ⑨右折 ⑩誘導者指示確認 ⑪トラック積み込み ⑫倉庫へ前進走行 ⑬工場内一旦停止 ⑭倉庫入口一旦停止 (ミラー確認)																														
5. 実施期間	R 5 年 ○ 月 ○ 日 (○) ~ R 5 年 ○ 月 ○ 日 (○)			6. 作業人数	○ 名																										
7. 作業時間	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td><td colspan="2">←→</td><td colspan="2">←→</td><td colspan="4"></td> </tr> </table>					0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24						←→		←→					
0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24																			
					←→		←→																								
8. 荷	品名	荷姿	形状	個数	1 個の重量																										
	機械部品 (品番○)	箱 (パレット積)	箱状	10パレット (1パレットあたり20個)	22.6kg (1パレットあたり450kg)																										
9. 荷の状況	イ、はい ☒ 口、バラ積 ☐ ハ、その他 ()			移動させる距離 (80) m																											
10. 作業指揮者 (安機建第101条の4)	氏 名	職制上の地位	当該作業の経験年数	フォークリフトの知識																											
	○ ○ ○ ○	作業班長	○ ○ 年	☒ 有 , ☐ 無																											
	氏 名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経年数																											
11. フォークリフト運転者	○ ○ ○ ○	第○○○○○号	H○年○月○日	○○年○か月																											
	○ ○ ○ ○	第○○○○○号	H○年○月○日	○○年○か月																											
			年 月 日																												
12. フォークリフトの種類、能力、点検状況	車両番号	能力 (最大重量)	作業開始前点検状況	月例点検実施状況 (安機建第101条の22)	特定自主検査実施日 (安機建第101条の21)																										
	○○-○○	1500kg	良 , 否	R 5 年 ○ 月 ○ 日	R 5 年 ○ 月 ○ 日																										
			良 , 否	年 月 日	年 月 日																										
			良 , 否	年 月 日	年 月 日																										
13. パレット等の能力、点検状況	荷の重量に応じた十分な強度		割れ、ひび、変形の有無		釘等突起物の有無																										
	☒ 良 , ☐ 否		☒ 良 , ☐ 否		☒ 良 , ☐ 否																										
14. 作業場所の状況 (作業場に必要に応じて記入する)	作業場所の広さ		イ、十分に広い ☒ 口、広い ☐ ハ、やや狭い ☐ ニ、非常に狭い ☐																												
	路面状況		☒ イ、舗装 ☐ 口、砂利敷 ☐ ハ、土間		作業区分																										
	坂道等傾斜		有 , ☒ 無		作業床面段差等																										
	走行路幅員狭小箇所		有 , ☒ 無		有 , ☒ 無																										
	路肩危険箇所		有 , ☒ 無		一旦停止の必要箇所																										
	建造物		有 , ☒ 無		有 , ☐ 無																										
			有 , ☒ 無		☒ イ、壁面 ☐ 口、少し高い ☐ ハ、高い ☐																										
15. 制限速度 (安機建第151条の5)	当該作業に係る場所の地形、地盤の状況等に応じた適正な制限速度				当該作業場所における制限速度指示の有無																										
	(15) km/時				☒ 有 , ☐ 無																										
16. 誘導者	配置の有無		氏 名	合図の定め	避難場所																										
	☒ 有 , ☐ 無		○ ○ ○ ○	☒ 有 , ☐ 無	☒ 有 , ☐ 無																										

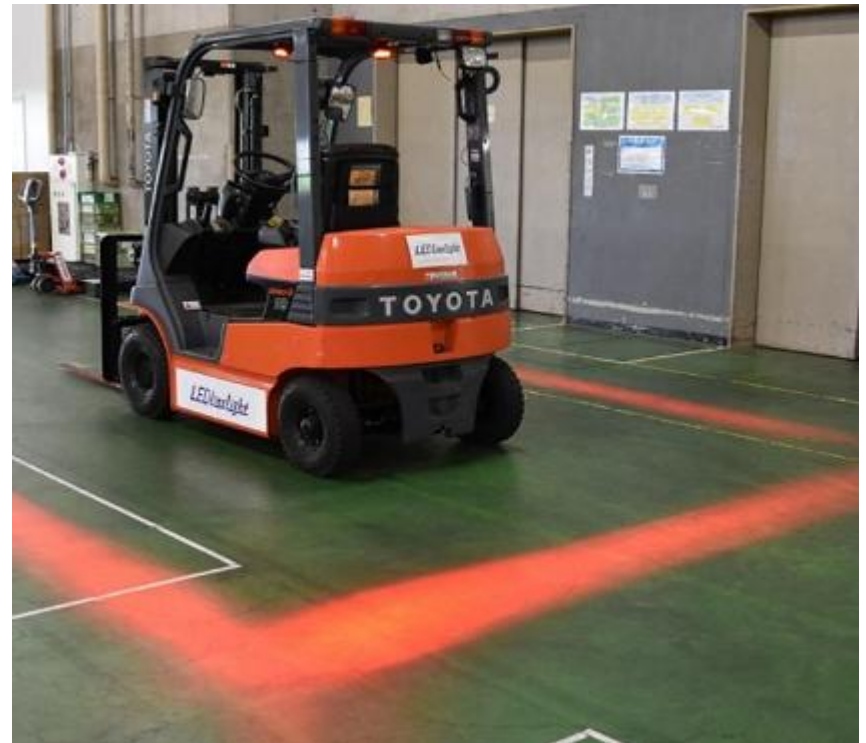
安全装置

フォークリフトにも構造規格が定められ、安定度等の性能、安全装置が定められているが、構造規格上、必要な安全装置としては、方向指示器、警報装置、油圧用安全弁等に限られる。

メーカーがオプションとしている安全装置としては以下の様な物があること。

- バックブザー
- バックミラー
- ブレーキランプ
- ヘッドライト
- スピードメーター
- ドライブレコーダー
- 走行範囲表示灯
- シートベルト付きシート
- サイドブレーキ警告
- 離席時油圧操作制限回路
- フォーク高の走行速度制限
- ハンドル位置での速度制限
- ハンドル位置での転倒防止
- 走行・油圧速度制限

走行範囲表示用ライト(特殊ライト)



ドライブレコーダー



滋賀労働局 労働基準監督署 が展開する各種施策

滋賀県産業安全の日

◆実施期間

- 開催日 11月15日
- 準備期間 11月 1日～11月14日
- 改善期間 11月16日～11月30日

◆実施事項

- 経営トップによる現場パトロール
- 作業手順、安全基準等の総点検
- リスクアセスメント など

ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、ゼロ災滋賀ロゴマークを制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。

